

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る講習会のご案内

道路運送法では原則、自家用車積載車（白ナンバー）による有償運送行為（お金をもらっての運送）は禁止されており、有償運送を行う場合には、運送事業の営業許可（緑ナンバー）が必要でしたが、平成23年に許可の取扱いが改正され、事故車等の排除業務のみの運送については、自家用車積載車による有償運送行為の許可を得ることが可能になりました。許可をご希望の事業者の方は受講申込書にてお申し込みください。

※令和2年1月27日に同講習を受講し、許可を受けている会員事業者で、継続申請の時期にある会員事業者には、別途郵送でご案内しております。

記

1. 実施日 令和5年1月18日（水）
受付 9：15～ 9：45
講習 10：00～16：30
※時間厳守でお願いいたします。また、昼食は各自ご用意ください。
2. 開催場所 千葉県自動車会館 4Fホール（千葉市美浜区新港156）
3. 対象者 1事業者1名
○同一の事業者で複数の事業場に車積載車をお持ちの場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場の車積載車申請を行うことが出来ます。但し、講習内容について社内教育を行ってください。
4. 募集定員 30名（定員を超えた場合、申し込みを締め切らせていただきます。）
5. 受講料 会員 5,100円（税込）
会員外 8,700円（税込）
テキスト代 500円（税込）※平成26年度以降のテキスト（緑色）
をご持参いただいた場合不要
6. 持参品 筆記具、申請する車積載車等の車検証（写し）任意保険証（写し）、持参可能な方は印鑑（個人事業主の方は認印、法人の方は社印（角印））
7. 申込方法 12月23日（金）までに「受講申込書」に必要事項を記入し、FAXでお申し込みください。
FAX043-241-5345
8. その他 当会会員であって、車積載車の使用の本拠の位置が千葉県内にあるものは振興会で書類を取りまとめ、申請いたします。講習当日に書類が揃わなかった場合は、講習担当者の指示に従ってご対応をお願いすることが御座いますので、予めご了承ください。
※会員以外の方は、講習修了時に「受講証明書」を交付しますので、その他申請に必要な書類と併せて直接申請してください。
※使用の本拠が他県の車両については、講習修了時に「受講証明書」を交付しますので、当該使用の本拠の運輸支局へ直接申請してください。
※許可されるまで期間がかかりますので、直ぐに必要なだというご希望にはそえない場合がございます。予めご了承ください。
※講習会場内ではマスクの着用等基本的な感染予防の徹底をお願いします。



以上

お問い合わせ先：一般社団法人 千葉県自動車整備振興会 事業部 TEL043-241-7256

